

# ひたちなか市議会総務生活委員会

令和3年12月14日（火） 午後1時40分開議

議事堂第2，第3委員会室

## 【付議事件】

### 1 議案

議案第118号 ひたちなか市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例  
制定について

議案第122号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について

議案第123号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する  
協議について

---

### ○出席委員 8名

総務生活委員会	鈴木道生	委員長
	深谷寿一	副委員長
	宇田貴子	委員
	大内健寿	委員
	薄井宏安	委員
	加藤恭子	委員
	鈴木一成	委員
	井坂章	委員

---

### ○欠席委員 0名

---

○委員外議員 1名 大谷隆議長

---

### ○説明のため出席した者

企画部	福地佳子	企画部長
	松本竜宝	参事兼企画調整課長
	丸岡貴典	企画調整課長補佐兼マーケティング推進室長
	鈴木信也	企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長
	櫻井孝至	企画調整課技佐
	菅野智史	企画調整課企画員

---

○事務局職員出席者

議会事務局 永 井 四十三 次長  
佐 藤 ゆかり 主幹

# 総務生活委員会

令和3年12月14日(火)

※開会に先立ち、各部長から課長補佐以上の職員紹介を行う

午後1時40分 開会

○鈴木（道）委員長 それでは、これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案3件でございます。

審査の進め方につきましては、最初に議案審査をした後、執行部から所管事項の説明の申出がありますので、審査終了後に説明を受けたいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 では、異議なしと認め、そのように進めてまいります。

最初に、議案第118号 ひたちなか市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第122号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について、以上2件は関連がありますので一括して議題とします。

提出者の説明を願います。福地企画部長。

○福地企画部長 それでは、議案第118号及び議案第122号についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、着席にて失礼させていただきます。

今回の議案につきましては、県央地域9市町村の広域連携の取組において、圏域全体のさらなる発展を目指し、現在の定住自立圏から連携中枢都市圏へ移行しようとするためのものがございます。

説明が前後いたしますが、恐れ入りますけれども、初めに議案第122号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止についてのほうからご説明をさせていただきたいと存じます。

議案第122号をお開きいただきまして、議案の後ろに参考資料を添付しておりますのでご覧いただきたいと存じます。

参考資料の表紙をおめくりいただきますと、過去の議案書の写しを添付させていただいております。こちらは、定住自立圏の形成に当たりまして、平成28年の6月議会において議決をいただいたものでございます。

お開きいただきまして、2ページから3ページに定住自立圏協定書の条文がございます。

そして、さらにお開きいただきますと、4ページ以降に別表がございます。

こちらに記載をしておりますように、本市では、定住自立圏の枠組みにおきまして、医療をはじめ、全体で7つの分野において広域連携に取り組み、事業費への交付税措置を活用しながら定住しやすい地域づくりを推進してまいりました。

内容につきましては、12月1日の全員協議会でご説明申し上げたとおりでございますので、今回は省略をさせていただきたいと存じます。

このたび、令和4年度から連携中枢都市圏に移行することについて9市町村の合意が図られ

ましたことから、この定住自立圏の形成協定を令和3年度末をもって廃止することについてお諮りしようとするものでございます。

続きまして、条例案件にお戻りいただきまして、議案第118号 ひたちなか市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

こちらは、ただいまの定住自立圏の廃止に伴いまして、定住自立圏議決の根拠でございます本市の議決条例の中から定住自立圏に関係する部分を削除しようとするものでございます。

ページをお開きいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

本市におきましては、地方自治法の規定に基づき、地方公共団体が条例で定める議決案件といたしまして、第1号として、総合計画のうち基本構想の策定または変更に関する事、第2号として、定住自立圏形成協定の締結、変更または廃止に関する事、この2件が規定されております。このうち、第2号につきましては、定住自立圏の取組を開始するに当たり、平成27年度に議決案件に追加する条例改正を行ったものでございます。

このたび、定住自立圏の廃止に合わせまして、令和3年度末をもって定住自立圏関係の条文を削除し、令和4年度からは一部改正前の当初の条例の形に戻そうとするものでございます。

なお、定住自立圏は、国の要綱に基づく制度でありますことから、各市町村の議決条例に記載をする必要がございましたが、連携中枢都市圏に関しましては、地方自治法そのものに協約の議決に関する根拠条文がございますことから、各自治体の議決条例にうたう必要がない制度でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ございませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案の122号、協定の廃止についての件ですけれども、私たち日本共産党市議団としては、この定住自立圏が本市を含めた周辺の自治体の行政サービスの低下につながるのではないかということで、反対いたしました。

この定住自立圏構想では、中心市の水戸市が年に上限8,500万、本市など周辺市が各1,500万の交付税措置をされるというものでしたけれども、この頂いた資料、県央地域における連携中枢都市圏の形成についてという、この5ページの市町村別負担金額合計を見ますと、そこまで交付税措置を必要とする事業はなかったということが分かります。水戸市上限8,500万というところが5,000万、6,000万くらいの交付税規模だったと。ひたちなか市も上限1,500万ということ、毎年そういうことだったんですけども、700万辺りということで、そんなに大きな規模の事業はやってこなかったということが分かるんですけども、このことについて、この5年間の定住自立圏をどのように評価しているのか伺います。

○鈴木（道）委員長 松本企画部参事兼企画調整課長。

○松本企画部参事兼企画調整課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

この5年間におきまして、医療、福祉、産業振興、環境、教育、地域公共交通、人材育成など、おおむね7つの分野におきまして連携事業を行ってきた結果、医療の面では医師を含

めた医療従事者の確保，特に周産期医療での医師確保や，観光事業におきましては周遊観光の充実，他の自治体におきましては成年後見制度体制の連携など，一定の成果が上がったものと考えております。

また，事業を実施する上で特別交付税措置によりまして5年間財源を確保できましたことにつきましては，何より直接的な恩恵，メリットであると考えております。

事業費や事業規模感から単独の自治体では実施できなかった事業，もしくは連携することでより効果が上がる事業を実施できたなど，メリットも大きいと感じております。

また，お尋ねの1,500万に達していないという状況でございますが，それぞれの自治体とともに連携する事業につきまして，協定に基づき事業費の構築ですとか事業の構築をしてまいりましたが，結果的に，事業費を算出した結果，上限額までの使用にはならなかったということございまして，必ずしも最大限使うというところをベースで事業を進めてきたわけではない，連携してできるものは最大限行ってきたが，結果的には額は1,500万には達していなかったというふうに解釈しております。

また，連携する事業の費用を算出した結果，これまでやってきたものを連携事業として位置づけるなど，使い勝手も比較的いいものであったというふうに考えております。

以上です。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。いろいろちょっとメリットについて語っていただきまして，私たちが当初反対しましたけども，この5年間を振り返ってみますと，それほど恐れるような結果にはならなかったということではほっとしている，むしろメリットのほうがあったのかなというふうな感想を持っております。

しかし，一方，やっぱりこの定住自立圏という枠組みの中で，中心市の水戸市が全ての事業の事務局となるとともに，水戸市と周辺市との交付税の傾斜的な財政措置によって，やっぱり対等・平等な自治体間の関係性が崩れてきているのではないかというふうに危惧するところもあるんですけども，いかがでしょうか。

○鈴木（道）委員長 松本企画部参事兼企画調整課長。

○松本企画部参事兼企画調整課長 ただいまのお尋ねにお答えいたします。

本制度の制度設計上，中心市が周辺自治体を牽引して圏域全体を一定水準のサービスや事業を展開することで，住民の暮らしが潤い，人口の流出の抑制につなげるという趣旨のものでございました。

確かに中心市は存在しますが，決して水戸に機能が集中したり，また周辺自治体が従属的になるというものではないというところをご理解いただきたいと思っております。

また，事業費や事業規模感から単独自治体では実施できなかった事業，また連携することで効果が上がるものなど，事業を実施できたこと，これにつきましては住民側にもメリットがあったというふうに考えております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 今の点は分かりました。ほかの件なんですけれども、よろしいですか。

○鈴木（道）委員長 はい、どうぞ。

○宇田委員 定住自立圏の協定書の第6条、協定の廃止のところ、協定の廃止の3、「この協定は、第1項の規定による通告」、これはもう廃止しようという通告ですね、「通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。」ということですので、今回廃止するということから、2年間、何かその効力が残るということはあるのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 菅野企画調整課企画員。

○菅野企画調整課企画員 ご質問にお答えします。

今回は県央地域9市町村で足並みをそろえて連携中枢都市圏に移行するということになりましたので、この2年間で定住自立圏の何かしらが生き残るということは特段ありません。

ただし、連携中枢都市圏の中で定住自立圏で取り組んでいたものを継続するものはございますが、定住自立圏という名称が残るとか、そういったものはございません。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 実はこの議案が出るまで、提案があるまでそんなに深く考えていたわけではないので、まだ初歩的なところでの理解しかないんですけれど、まちとまちが連携しながらいろいろなものをつくっていこうということにつながるんだろうというふうには思っているんですが、例えばここで、医療分野のところ、一つテーマがありますが、今回のコロナの関係でお医者さんも不足、そして看護師さんも不足して大変な状況だったというふうには思いますよね。

水戸とひたちなか市を見た場合に、ひたちなか市は総合病院は日立関係のひたちなか病院1つだと思っただけですね。水戸は大きいところが日赤であるとか済生会だとかそれから協同病院とか、かなりの数があるということなんですけど、ひたちなか市民の方が地元のところにかかるよりも水戸に行っちゃうと、こういう傾向があるんですね。

それで、本当はひたちなかは自分のところで総合病院があるだろうと、だから自分のところで完結するような医療体制をつくったらどうかというようなことを水戸の医療関係者から言われることがあるんです。だから、あまり水戸に来て水戸の患者さんを脅かすようなことはしないでほしいということ、直接言ったわけではないけど、そういうことを言いたいという意味の言葉をかけられているんですよ。

だから、そういう意味で、連携としては必要だけれども、やっぱり今のところはひたちなかから水戸に患者さんが行っちゃう、水戸からひたちなかに来る方もいらっしゃるだろうけれども、比率はやっぱり水戸に行く方のほうが多いんじゃないかというふうに思ったりしているんですが、こういう医療体制の中でどういうふうなこういう事態を、定住自立圏ということでひたちなかがもう少し強固な医療体制をつくるという意味で、水戸と競争するということじゃないと思うんだけど、協力しながらひたちなか市の独自性をつくっていくということでの考え方

などというのがあればお聞きしたいなということなんです。

○鈴木（道）委員長 菅野企画調整課企画員。

○菅野企画調整課企画員 水戸のほうにひたちなか市の方が病院に通院されるという事実はあるかと思います。実際に水戸赤十字病院の産婦人科医確保事業、この事業につきましても、令和2年度なんですけど、外来が698名、入院患者が197名、合計で895名の方が水戸赤十字病院のほうに通院されているという事実がございます。

この数字につきましては、水戸市以外の県央地域8市町村の数字の中で、患者数が約5割近い数字がひたちなかから水戸赤十字病院に通院されているということになります。

実際にひたちなか市でも医療体制を構築することがもちろん重要ですし、やっていかなければならないと思うんですけども、ただ、一方で、圏域全体を見たりとか、そういった場合には、やっぱり水戸の医療体制を整えるということは果たしてひたちなか市の市民のほうにもメリットが高いと思いますので、ひたちなか市でも医療体制をしっかりやる、また、ひたちなか市以外にも医療体制を構築することがひたちなか市の住民にもメリットが高いものと考えております。

すみません、以上です。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 現実としては高度医療は水戸のほうが多いので、どうしてもそちらに行っちゃうというのはやむを得ませんよね。私の親類の方なんかも何かあれば日赤に行っちゃうというような話だったですね。

私、あまり水戸に来ないでよという意味ではないんだけど、ひたちなかでももう少し内容を強化して水戸に来ないようにしてくれという話は、そういうところからやっぱりきているんですよね。その話は今分かりました。

もう一つあるのは、看護師さんを育成する機関というか、そういうのがやっぱりこの地域の中でもあっていいと思うんですよね。私は、ひたちなか辺りはそういう意味で看護師の育成機関などをこれから少しつくるような形で検討していくということも大事なことはないかなというふうに思ったんです。

これも水戸の医療関係者の方から言われたんだけど、今の看護師不足を補うのにはやっぱり看護師の学校というか、専門学校というのをちゃんとつくって、そこで養成して、いつでも看護師さんの要員を拡充できるような形というのはひたちなかでやってもらったほうがいいんだよねなんていう話は聞いたことがあるんです。そういう要望もあるようですから、そういう意味で言うと、ここを強化すればお互いの連携が強化されて、医療体制を、特に茨城県の医療体制というのは医者の数も少ないし弱いというふうに言われているわけだから、強化する意味では大変意義のあることではないかというふうに思うんです。だから、もしそのことに関して何かお考えがあればお聞きしたいなというふうに思います。

○鈴木（道）委員長 松本企画部参事兼企画調整課長。

○松本企画部参事兼企画調整課長 ただいまのご質問にお答えいたします。



議員ご指摘のとおり、茨城県自体が医療従事者、医師の確保が非常に厳しい環境に置かれております。これをまたこの県央地域で考えますと、さらに厳しい状況が続いており、ひたちなかも厳しい状況ということは重々承知しております。

おっしゃられたとおり、医療従事者を獲得するのもそうですが、養成して、その後ひたちなか市内で従事していただくということが我々の本当の願いでございますので、お考えのとおり、賛同いたします。市内でもそういった医療従事者を養成するようなものができればというふうに考えておりますので、いろいろな政策の中で実現可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 ありがとうございます。看護師さんのそういう育成する学校というか機関の設立の必要性については前市長にも一度提言したことはあるんですけど、明快な答えはそのときはいただけなかったけれども、やっぱり特に県北地域の医療というのはまた茨城県のよりちょっと厳しいということもありますので、そういうのを担う力があるのだろうかというふうに思うものですから、期待が大きいということを申し上げて終わります。ありがとうございました。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論は一括して行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に移ります。

最初に、議案第118号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

次に、議案第122号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

次に、議案第123号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

提出者の説明を願います。福地企画部長。

○福地企画部長 それでは、続きまして、議案第123号 いばらき県央地域連携中枢都市圏

の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、着席にて失礼いたします。

連携中枢都市圏の形成に当たりましては、地方自治法の規定に基づき、連携の基本的な取組についてあらかじめ議会のご承認をいただく必要がございますことから、お諮りをするものでございます。

議案書をお開きいただきまして、2ページの別紙、いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約書をご覧ください。

本協約は、定住自立圏同様、水戸市と本市との間で一対一で締結をしております。連携中枢都市とその近隣の市町村とがそれぞれ一対一で協約を締結する方式により、多岐にわたる広域事業を行うに当たり、市町村の実情に応じて事業ごとに異なる組合せで柔軟に連携することができる制度となっております。

第1条にございますように、本協約に基づき、圏域全体の経済の活性化や都市機能の強化などについて連携事業を展開することで、住民が安心して快適に生活できる圏域の形成を目指すものでございます。

第3条の連携する取組、甲、乙の役割分担につきましては、3ページ以降の別紙をご覧ください。

個別の広域連携の項目を記載しております。連携項目のそれぞれの取組内容につきましては、12月1日の全員協議会においてご説明を申し上げましたとおりでございます。

詳細のご説明は省略をさせていただきますが、国が定めた3つの枠組みに沿って、1つ目の地域経済の活性化におきましては、企業や産業の育成・支援ほか2件、その下の2つ目の都市機能の向上では、高度な医療サービスの提供ほか3件を位置づけております。

4ページ、5ページの3番、生活環境の充実につきましては、医療や福祉の分野をはじめ、定住自立圏事業の多くをこの枠組みの中で継続してございまして、ここは地域医療のほか、ご覧の8件を位置づけているところでございます。

それでは、2ページの連携協約書の本文にお戻りください。

第4条の連携市町村の費用負担につきましては、今後、令和4年度から5年間の計画を定める連携ビジョンにおいて位置づけ、第5条にございますように、連携する取組につきまして定期的に協議を行ってまいります。

また、第6条にございますように、万一、連携協約の失効を求めるとなった場合には、今回同様、あらかじめ議決をいただいた上で相手方である水戸市に通告をし、通告日から2年後に自動失効することとなります。

今回ご提出いたしました議案につきましては、連携中枢都市を構成する9市町村共に、それぞれの市町村の12月定例会にご提案をしております。このたび議決をいただくことができれば、今後、水戸市との間でこの連携協約の締結を行っていくことを予定しているところでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 この参考資料として頂きたいばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン、概要版ですね、このビジョンにある圏域の将来像に基づいて様々な連携事業が出てきていると思うんですが、このビジョンを作成するに当たって、本市はこの作成の構成メンバーに入っていましたか。

○鈴木（道）委員長 菅野企画調整課企画員。

○菅野企画調整課企画員 お答えします。

この将来像を策定する上で、本市の意見も3つほど提案させていただいたところがございます。

フレーズとしましては、「いばらきど真ん中」というフレーズが採用されまして、3つはちょっと却下されてしまったんですが、県央地域9市町村で協議をして、この将来像を決めさせていただいたところがございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。提案もして、9市町村で協議をしてこのビジョンを策定したというお話が聞けてよかったと思うんですが、その提案なり協議なりというのは、正式な会議の場での提案なり協議ですか。

○鈴木（道）委員長 菅野企画調整課企画員。

○菅野企画調整課企画員 はい、おっしゃるとおりです。7月5日に県央地域首長懇話会の場で協議のほうを行って、この将来像のほうは決まったということになります。

首長懇話会で決まっただけではなくて、その後に水戸・県央地域の水戸医師会とかNPO法人などで構成される20名のビジョン懇談会というものも結成されまして、その中で意見のほうもいただいてこの将来像のほうを決めさせていただいたところがございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 それについては分かりました。それで、このビジョンを基に協定書の中の事業が出されてきていると思うんですが、この事業を見ると、事業区分、連携する取組、甲の役割、乙の役割というふうにならずずっと書いてあるわけですが、甲というのは水戸市、乙がひたちなかになるわけですが、甲の役割は全てこの事業に主体的に取り組むと。「主体的に」と全て入っているんですね。乙、ひたちなかの役割は、この「主体的に」が全てないわけなんです。

このことについて、これからこの事業を行う上での本市の水戸市に対する対等・平等性というものはどのように理解したらいいのか伺います。

○鈴木（道）委員長 菅野企画調整課企画員。

○菅野企画調整課企画員 この連携協約につきましては、どの自治体も水戸市と対等な立場で連携協約を結ぶものでございます。制度設計上、この前、連携中枢都市を宣言した水戸市が中心となって担う取組でございます。こうしたものが制度設計になっているものですから、どうしても水戸市が主体的に取り組むという表現となってしまいます。

連携市町村はそれに基づいて策定された連携事業のほうに取り組むという形になりますので、

どこの圏域もこういった形で連携協約を結んでおりますので、どうしてもこのような形になることをご理解いただければと思っております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 どこの自治体も水戸市と対等に連携を結ぶということでしたが、この制度自体は、水戸市が主体的に取り組んで、それに対して連携する市町村が一緒に取り組んでいくということでは、制度自体は対等・平等ではないというふうに私は理解しているところです。

それで、この財政措置なんですけれども、定住自立圏の場合は水戸市が8,500万、周辺市が1,500万上限の交付税措置ということでしたけども、この連携中枢都市の場合にはどのような財政措置になるのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 菅野企画調整課企画員。

○菅野企画調整課企画員 お答えします。

財政措置につきましては、連携中枢都市である水戸市につきましては、お配りしました資料、申し訳ありません、経済成長の分野、あと都市機能の強化の部分につきましては、水戸市は普通交付税のほうに交付税措置されます。上限のほうは、人口規模によるんですが、上限2億円となっております。

ただ、圏域人口75万人が上限で2億円ですので、圏域人口はそこまでいっておりませんので、金額的には2億円には届かないと考えております。すみません、金額の詳細につきましては、今のところちょっと資料がございません。申し訳ありません。

連携中枢都市の特別交付税につきましては、圏域全体の生活機能サービスの向上の分野につきまして、水戸市は1億2,000万円の交付税が措置されます。

こちらについても、取組につきまして金額が変わりますので、こちらの正式な金額のほうは、今、詳細のほうはちょっと資料を持っておりません。

私どもの連携市町村につきましては、定住自立圏の特別交付税措置と変わらず上限1,800万円、事業費の8割の金額が特別交付税措置されるということになります。

以上です。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 ちょっと確認なんですけど、1,800万とおっしゃいましたか。

○鈴木（道）委員長 菅野企画調整課企画員。

○菅野企画調整課企画員 はい、連携市町村は1,800万でございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 定住自立圏と比べると、はるかにこの財政措置も水戸市に有利な財政措置になった枠組みにというふうに思います。

9市町村の対等・平等性というものは、この制度の枠組みとしては担保されていないというふうに考えるわけなんですけれども、少なくとも、先ほどからのお話で、本市は対等・平等に関わっていく、自主性は損なわないというふうに考えている、努力するということだと思うんですけども、それはどのようにこの制度の枠組みの中で実現可能なのかというふうに考えるわけ

ですが、いかがでしょうか。

○鈴木（道）委員長 松本企画部参事兼企画調整課長。

○松本企画部参事兼企画調整課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどから申し上げましているとおおり、制度設計上、中心市というものがあって構成される制度でございます。

この中心市が牽引するということで、中心市になる自治体については一定の財力と事業水準がありまして、それに伴って周辺の自治体に同等のサービスを提供できるような環境を圏域内で提供するという形が定住自立圏並びにこの連携中枢都市構想の事業でございます。

一対一の考え方につきましては、確かに自治体間の人口ですとか行財政規模等も当然違いますので、その中ではやはり格差はありますが、それぞれがお互いにメリットを享受できる事業について連携しましょうということで、水戸とひたちなか市、水戸と東海とかというように一対一で結んでおりますので、メリットが享受できないものについては選択ができるというふうに考えております。そういう意味で、一対一の対等な立場というふうにご理解いただければと思います。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 では、質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第123号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、反対の立場から討論します。

この制度の枠組みを使えば、実施する事業に対して交付税措置があること、市町村間の連携、情報共有の場がつくられることで、それを有効に利用することで本市にとってメリットが得られるというご説明をいただきましたが、しかし、この国の進める連携中枢都市圏の目的とは、人口減少、少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点形成のために、圏域内における行政及び民間機能のコンパクト化、ネットワーク化を進め、行財政の効率化を目指すものであり、連携中枢都市水戸市に対して、本市を含む連携市町村の行政機能の低下、自治の低下が懸念されます。

将来ビジョン策定からその役割分担まで連携中枢都市水戸市が中心となり、交付税措置は定住自立圏よりはるかに大きく連携中枢都市に配分されることで、自治体間の対等・平等性をさらに侵すことになる制度と言わざるを得ません。

そのような連携中枢都市圏の協定には、メリットよりも問題のほうが大きいとして、議案第123号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について反対します。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決いたします。

議案第123号につきまして、本案は原案のとおり可決すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○鈴木(道)委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、執行部より説明の申出がありますので、所管事項説明に入ります。

しおかぜみなどの進捗状況について、執行部より説明願います。福地企画部長。

○福地企画部長 このたびはご説明の機会をいただきましてありがとうございます。この場をお借りいたしまして、しおかぜみなどの進捗状況についてご報告を申し上げます。

本定例議会の一般質問におきまして本件に関しご答弁しました内容と重なるところもございますが、改めてご説明をさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

お手元のA4判の左上とじの資料をご覧くださいと思います。

初めに1ページでございますけれども、湊二高の歴史について記載をしております。湊二高は平成22年度末をもって閉校となり、こちらの表の一番下でございますように、平成23年度からは県立那珂湊高校に統合という形になりました。

下の写真は、本敷地の現況をドローンで撮影をしたものでございます。左下方向が海側ということになります。敷地内の建物につきましては、一番奥から水色の屋根の大きな施設が第一体育館、その隣にグレーの屋根の第二体育館が並んでおります。そして、体育館の手前の建物は新耐震基準後に建設された校舎の3号館でございます。

これまで、これらの建物の手前に1号館、2号館の校舎や同窓会施設「はまぎく会館」がございましたが、本年6月に解体撤去が完了しております。

続いて、2ページをお開きください。

(2)は閉校後の経緯についてまとめたものでございます。湊二高は平成23年3月末日をもって閉校が予定されておりましたが、その直前の3月11日に東日本大震災が発生いたしました。

湊二高の学校施設につきましては、地盤が強固であったことなどもあり、大きな被害は生じなかったことから、本市において早急に対応することが求められていた学校施設の耐震化事業において、平成23年度の磯崎小に始まり、那珂湊中、那珂湊三小と、平成29年度までの7年間、湊地区の小中学校3校の耐震改修工事期間中の代替校舎として順次活用をしております。

当初は1校当たり3億円ほどかけて仮校舎を建設した後に耐震化工事に着手する計画でしたが、この施設を仮校舎として有効活用することができたことから、事業期間の大幅な短縮と耐震化事業経費の縮減を図ることができました。

この学校施設は、多年にわたり人材育成や地域振興などの恒久的な役割を果たしてきた湊地区の市街地に位置する貴重な空間であったことから、平成24年の9月議会において議決をいただき、県から敷地等を取得いたしました。

この間、市では跡地利活用検討委員会を立ち上げ、暫定利用終了後の本格的な利活用方策について検討を重ねる一方、地域におきましても、学生によるワークショップの開催や、地域や地域団体などが参加するフューチャーズミーティングによる積極的な協議が継続的に行われ、主体的な利活用方策の検討が進められてまいりました。

これらの検討の中で練り上げられてきた利活用プランに基づきまして、地元自治会や地域団体が構成する組織によって地域ニーズに即した施設の自主的な管理運営を行っていくという跡地利用の基本方針が方向づけられ、平成30年7月からスポーツ&カルチャーしおかぜみなどの運営が開始されたものでございます。

続いて、3ページをご覧くださいまして、しおかぜみなどの運営組織体制についてご説明を申し上げます。

しおかぜみなどは、地域とみなとw a i w a iクラブとが主体となっておりまして、地元自治会の代表を施設長とし、副施設長は地元コミュニティとw a i w a iクラブの2名体制となっております。また、評議員として湊地区の3つのコミュニティと地元自治会の代表が運営に関わる体制となっております。

実際の管理運営を担う事務局は、w a i w a iクラブが主体となっております。

次に、(2)のしおかぜみなどの活用方針でございますが、先ほどの利活用の方向性のとおり、まずはスポーツ、芸術、音楽、文化、子育てなど、幅広い分野を通じた地域交流拠点として活用していくこととしております。

また、大小2つの体育館や広いグラウンドなど、本施設ならではの特徴を生かし、市民の健康増進や市民スポーツの普及などに寄与する総合型地域スポーツクラブの活動拠点としての側面も併せ持っているところでございます。

さらには、公的な催し等の会場や災害時の拠点など、地域活性化や安全・安心な地域づくりにつながる利活用についても検討していくこととしております。

これらを基本に、地域や市民団体と引き続き連携しながら持続的な運営体制の構築に取り組んでまいります。

次のページをお開きください。

しおかぜみなどの事業内容についてご説明いたします。

1つ目は、貸館事業でございます。2つの体育館と3号館、そしてグラウンドの貸出しを行っております。

料金区分は、4ページから5ページの上段まで、それぞれこちらの表に掲げたとおりでございます。これらの貸館事業の料金収入はしおかぜみなどの活動財源ともなっております。

当初ははまぎく会館も利用する予定でしたが、老朽化が著しく、エレベーターの設置もないことから、貸出しの対象とすることができませんでした。

この貸館事業のほかに、5ページの中段以降にございますが、自主事業といたしまして、②に記載しておりますような各種スポーツ教室の開催、また③に記載している団体などにより様々な事業が行われております。

これらの具体的な内容につきましては、④をご覧ください。

5ページの後段は、イベントの実施状況でございます。

そして、ページをおめぐりいただきまして、6ページの上段にはイベント以外の活動内容を掲載しております。

このように様々な団体によりまして、子育てサロン、音楽ライブ、各種スポーツの大会、また学生が子どもたちの勉強を見る寺子屋教室など、多彩な事業が展開されているところでございます。

続いて、6ページの⑤、利用者数の状況につきまして、6ページから8ページ上段まで年次的に掲載をさせていただいております。

平成30年度はオープン後の8月からの8か月で合計1万4,174人、一月当たりになりますと平均1,772人の利用がございました。

令和元年度は年間合計2万4,425人、月平均では2,350人となりまして、前年を3割以上上回るご利用をいただきました。

令和2年度以降は、コロナ感染症の影響により緊急事態宣言期間の休館を余儀なくされるなど、利用者数は減少いたしました。8ページをお開きいただきまして、令和3年度の利用者数をご覧ください。緊急事態終了後の令和3年10月の利用者は2,868人に回復をしております。この数字はこれまでの同月値の中で最も多い利用者数となっているところでございます。

続きまして、8ページの後段から(4)としまして、施設運営の状況でございます。

スポーツ&カルチャーしおかぜみなどにおきましては、生涯スポーツや文化活動の振興、健康づくり、地域の交流促進や活性化など、公共性の高い事業が展開されており、自立と協働のまちづくりを推進する市の施策にも合致することから、運営事業費に対しまして市から補助金を交付しております。

補助金額は、決算ベースで、年度途中から運営を開始した平成30年度は約860万円、令和元年度は約1,162万5,000円、令和2年度は1,371万7,000円を交付しております。令和3年度は令和2年度と同額を予算計上しているところでございます。

その下に令和2年度のしおかぜみなどの決算の内訳を記載しております。

収入といたしましては、市からの補助金のほかに施設、貸館事業の使用料収入が100万円弱歳入されており、そのほかに施設内に設置されております自販機収入などが30万円弱ほどございます。

支出項目といたしましては、9ページの上段をご覧ください。

こちらに記載してございますとおり、人件費のほか、電気、水道等の光熱水費をはじめとした施設管理運営に係る経費、事業実施経費などが計上されております。広大な敷地の除草をは



じめとした施設の維持管理や軽易な建物の修繕も実施をしていただいております。

続いて、（５）はこれまで市が実施してまいりました施設整備の状況でございます。

平成３０年度から令和元年度にかけて、空調やトイレ、消防設備等の改修などを行いました。令和２年度は耐震性を有しない１号館、２号館の校舎、そしてはまぎく会館の解体につきました。令和２年９月議会で議決をいただき、繰越事業として令和３年６月末に完了をいたしました。

解体工事費は３億７、４００万円でございます。この事業には国の空き家対策総合支援事業の補助金約８、３６０万円を充当しております。

はまぎく会館につきましては、新耐震基準後の建物でございましたが、下の３番の「今後のしおかぜみなど」のところで触れておりますとおり、施設の老朽化が著しく、利用可能な状態にするためには多額の経費がかかることが明らかとなりました。

当初は和室や調理室などを利用して文化活動や高齢者サロン、子育てサロンなどに活用する計画でしたが、バリアフリー対応もされていないことから、解体してこれらの事業を展開するための小規模な施設を建設することとしたところでございます。

このため、令和２年度事業の欄に新館建設工事設計業務委託費と記載をしております。令和２年度末からの繰越事業として現在新館建設に関する設計業務に取り組んでおりまして、令和４年１月の完了に向けて調整を進めているところでございます。

また、令和３年度の施設改修工事は体育館の改修に係るものでございます。

続いて、１０ページをお開きください。

今後のしおかぜみなどでございますけれども、現有施設の長寿命化による有効活用を図るとともに、先ほどの施設の活用方針に基づく事業活動を実施するために必要な整備を行うことを基本的な考え方としております。

この考え方に基づきまして、３号館及び第一、第二の２つの体育館、この既存施設につきましては、維持・補修等の長寿命化対応を行いながら引き続き継続利用を図ってまいります。

また、解体したはまぎく会館で想定した活動を代替する新施設を整備してまいります。中段の図面で申し上げますと、赤枠で囲んだ部分でございます。こちらに新館整備工事を行ってまいりたいと考えております。こちらは令和４年度の建設を予定しています。

また、校舎等の除却により広がった敷地において、不足している駐車スペースを確保するため、駐車場等を整備してまいります。

こちらの外構工事につきましては、図面で青の点線で囲んだエリアでございます。こちらは令和５年度以降の整備を想定しております。

これらをもちまして、しおかぜみなどの施設整備は一区切りとなります。

それでは、新施設の整備につきまして、現時点での概要をご説明申し上げます。別添のＡ３サイズの図面をご覧いただきたいと思います。

まず、１ページ目の配置図は、先ほどの１０ページの図面を拡大したものでございます。左上に２つの体育館と既存の３号館がございます。事務局はこの３号館の中に引き続き設置をし

まして、新館は全て市民の皆様が利用する空間となっております。

こちらの図面でございますように、体育館や3号館とともに交流広場に向かい合う形で新館を配置する予定としております。

敷地への出入口は、右上に「裏門」と書いてあるところがございます。また、地図では印刷の枠外になってしまっておりますが、手前に正門がございまして、その2か所の出入口の間、図面では右側のスペースを駐車場のエリアとして整備してまいりたいと考えております。

続きまして、2枚目の平面図をご覧ください。

こちらは11月末時点での新館の建物のレイアウト図でございます。こちらはバリアフリーに配慮した鉄骨平屋の建物でございまして、はまぎく会館の床面積は約550平方メートルでございましたが、これより小規模な約500平米の施設でシンプルな整形の建物を計画しているところです。

建物の出入口は、体育館や3号館との動線を考慮しまして、上側の中央部分ということになっております。

建物の左上からほぼ同じ広さの多目的室が2つ、そしてフリースペースと続きまして、一番奥側に調理実習室を設けております。

現在、那珂湊地区には地域コミュニティの中心施設として那珂湊コミュニティセンターがございまして、この那珂湊コミセンには調理室がございません。このため、しおかぜみなどの調理室は、文化的な活動のほかに、那珂湊地区の地域コミュニティ活動や防災機能を補完する役割も果たすことができるものと考えております。

右側のエリアには更衣室やシャワー室、トイレ、授乳室などが配置されております。多目的トイレにはオストメイト、おむつ交換台などが設置されているほか、授乳室は2組の親子が同時に利用できるレイアウトとなっております。

そして、3枚目の図面は立面図でございますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、10ページの資料にお戻りください。

①の後段に記載してございますように、令和4年度におきましては、現在進めている設計業務委託の完了に基づきまして、新館の建築工事、電気設備工事、機械設備工事、管理業務委託等の実施を予定しております。

これらにつきましては、3月議会におきまして新年度予算案の中でご提案をさせていただきたいと考えております。

なお、これらの新館の整備工事に対しましては、国庫補助の適用を受けることができるよう調整をしているところでございます。

新館で使用する備品等の調達に際しましては、他の施設で使用していた机や椅子、廃校となった小学校の給食室で使用していた冷蔵庫などを再利用するなど、できる限り節減に努めていく方針でございます。

また、駐車場等の外構工事につきましては、令和5年度以降の整備を想定しております。

現在、しおかぜみなどにおきましては、文化的な事業や子育てサロンなどについては3号館

の多目的室のみで実施をしている状況にございまして、スポーツ以外のカルチャーの部分については想定している事業が十分に展開できていない現況にございます。

新施設を整備することにより、事業のさらなる充実を図るとともに、使用料収入を増やすことで補助金の低減と自立的な運営を促進してまいります。

また、この場所は湊線の駅にも近接した居住地域の中に立地しており、那珂湊地区の高台に位置しております。このため、先ほど活用方針にも掲げましたように、今後、公共的な催しの会場としての活用や新施設に整備する調理スペースやシャワー設備なども生かして、災害時の炊き出しや避難施設としての位置づけなど、新たな公共機能についても検討をしております。

今後も、運営主体である地域や市民活動団体と緊密に連携しながら、将来を見据えて持続的に運営できる組織体制の構築や、より主体性の高い運営活動を引き続き支援してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ございませんか。宇田委員。

○宇田委員 那珂湊コミセンはそのまま残すのか、もうこちらと一緒にしちゃうのか、その辺りちょっと理解が不十分だったんですけれども、ご説明をお願いします。

○鈴木（道）委員長 鈴木企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○鈴木企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

那珂湊のコミセンは引き続き継続して残すということで、さきにも決算委員会のほうで述べさせていただきましたけれども、この公共施設の在り方については今現在検討中でございます。全ての施設が対象となりますので、そのスポーツ施設、それ以外の部分も含めて、スポーツについてはスポーツ振興課のほうで今体育施設のほうを取りまとめるような状況で、来年度をもってスポーツ推進審議会のほうで審議していただいているところであります。

コミセンについては、従来どおり各地域に配置されるものと考えております。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。深谷委員。

○深谷委員 最後に部長が言ったように、今後ということで活用方針の中に4つぐらいあって、これまでいろいろお金をかけながらということで、今後さらなる利活用というところのお話があった中で、新施設とかいろいろ改善することによって使用料とか、恐らく人を呼んでということがあるんだと思うんですけど、これが今考えている、令和5年までの部分なのかな、全体、これに関しての金額と、それに対するある程度このぐらいまで、令和5年にこの枠を完成したとすると、例えば令和6年、7年、8年で、今さっきこの数字が、まだやっと使用料2年、3年というのが、コロナの影響でいろいろあると思うんですけど、そういう使用料というか金額的な、利益追求ということではないとは思いますが、この金額に対してのそういうところはこちらのほう、企画的なところになるかもしれませんが、大体、絵が5年後どのぐらいか、1年ごとでもいいのかな、それに準ずるような数字というのは持っていますか。

○鈴木（道）委員長 鈴木企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○鈴木企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

貸館事業における収入なんですけれども、今現在、コロナ禍によりまして若干減少したりしているのが現状ですけれども、これが通常に戻りました場合に、ある程度の事業の収入として賄えなければ、今後の人件費をもって経費の節減を図ったり、それから収入が増えることによりまして、しおかぜみなとさんのほうの地域とのつながりというところで、自分たちの事業を通して地域の方々を呼び込んで那珂湊地区を活性化するというこの目的がありますので、そういったところに役立てていくということで、しおかぜみなとのスタッフのほうからお伺いしています。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 そうすると、現時点ではその数字というところに関しては持っていないということではよろしいですか。

○鈴木（道）委員長 鈴木企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○鈴木企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 今のところ数字というものはありませんけれども、今後、施設側とどういう計画ですか、来年をもって一応この事業は5年を経過しますので、5年のときにある程度今後の先を見通した計画というものを提示していただこうと考えております。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 収入のところとボランティアと地域の必要性ということがあるので、収入追求ということでは、それをやれということではないんですけど、先ほど次年度の予算委員会に提出するというような話を聞きましたので、そういうことであれば、やっぱりある程度予算の担保ではないですけど、そういうことは必要ではないかなというふうに、ちょっと金額的なところ、やっぱり前回は、これまでも議会でも予算、決算でいろいろ話題になって、予算書のほうもいろいろ指摘をさせていただいたと思うんですけど、そういうことでやっぱり注目が高いという、要するにこれが恐らくこれから、今、空き家対策、学校、美乃浜ができて、学校が8校できているということの、これは恐らく先駆者になると思うので、そういう意味ではやっぱり議会側も我々のほうも感度高く見ていかなければならない案件だと思いますので、事細かく必要な部分というか、どうしてもやっぱり金額とそれに対する整合性の部分というのが重要だと思いますので、その辺を今後も、当委員会も含めてですけども、やっていきたいと思っておりますので、ぜひとも地域の方との連携を密にさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。薄井委員。

○薄井委員 新館についてお伺いをいたします。この旧那珂湊二高というのは3号館あって、特にこの1号館の一番手前の海に面しているところは、もう本当に上に行くとも太平洋を一望できる非常に風光明媚な場所でありまして、今回新たに活用方針に基づいて新たな新館を建てるということで、その点はもちろん理解しているんですが、実際にもう本当にこういう太平洋を一望できる場所というのはなかなかひたちなか市でも数少ない場所の中で、この立地を生かした、例えば新館をもう少し2階、3階にして、太平洋を臨んでまた何かをできるとい

うような、立地を生かした新館の整備の考えというのはこの設計段階でなかったのかお伺いいたします。

○鈴木（道）委員長 鈴木企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○鈴木企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 ただいまのご質問にお答えします。

新館の設計につきましては、当初、はまぎく会館を活用したものとして事業を行おうということでおかせさんのほうでは考えていたんですけれども、はまぎく会館のほうの老朽化が著しく劣化が進んでおり、それと同等の機能を有するというので、設計会社さんのほうとしおかせさんのほうとも話はしておりますが、平屋建てのほうで行いたいということで、これはお互いに了解いただいておりますような状況でして、2階建て、3階建てというものではさすがに規模が大き過ぎる、スタッフの数も少ないということもありますので、自分たちの事業を行う上でちょうどいいサイズというのが平屋建てということの結論に至った次第でございます。

○鈴木（道）委員長 薄井委員。

○薄井委員 昔からもう那珂湊二高は太平洋を臨みながら学べるということで、非常に立地的には本当にすばらしいところであったので、それが今回更地にして新たな新館ができるということで、私も個人的にてっきり2階、3階にして、何か太平洋を見ながら、本当にひたちなか市の海ならではの活用の施設なのかなと思ったんですが、そういう事情であれば、また設計委託のほうのもう段階に入っているということであるので仕方ないんですけど、今後、この新館だけじゃなくて、建てるに当たり、少なくともこの風光明媚とかひたちなか市の立地とかを考えながら、引き続き地域交流施設としての幅広い分野での活用のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 まず、8ページの決算内訳の運営事業補助金交付要綱で、今回、令和2年度1,371万7,000円と。今後の市からの補助金というのは大体これくらいの金額を今後も見込めるということでよろしいのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 鈴木企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○鈴木企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

運営補助金については、今現在1,371万7,000円ということで、今のところこの金額で申し分なく運営はできているということですので、今後もこの数字でできましたら運営をしていきたいと。なおかつ、それに対して自分たちの事業を行うための収入ということで貸館事業を広げていきたいということがありますので、なるべくその新館を踏まえて、那珂湊地区の地域の方々のまずは施設ということで、地域の方々のご利用を第一優先として考えておりますので、今後もこの金額でいきたいというふうに考えております。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 自主財源を今後増やしていくのは、やはり自助努力というのは必要だとは思いますが。

そこで、今回、この廃校跡地の利活用という形で、県立高校を借り上げてすばらしい施設を  
当市として造っていただいたわけなんですけど、そこで現状を見ると、この那珂湊地区には統合  
された平磯の小中学校、そして磯崎、阿字ヶ浦の小中学校、今、現時点で5校の廃校があるわ  
けです。

今後、廃校の利活用という形で、一つのおかせみなどが先駆者になってくると思います。  
今後、今現状あるその5校の廃校を含めてこのおかせみなどが兼ねて、今後その廃校をどの  
ようにしていくか、お考えがあればちょっとお聞きしたいんですけど。

○鈴木（道）委員長 鈴木企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○鈴木企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず廃校の跡地ですけれども、まずおかせみのほうについては、今ようやくここに落ち着い  
ているのが現状であります。ここに至るまでの経緯としまして、市の中でも跡地利用の委員会  
を6回ほど立ち上げておりますけれども、やはりマンパワーというものが最終的には生きるん  
ではないかなと思っていますので、まずはこの地域の成り手となる方を、核となる方を見つけ  
なければならないというところがあります。

この方々を活用して、その方々の熱意というのが非常に大事なところだというふうに考えて  
おりますので、まずはその廃校跡地になる地域に一人でも多く携わるような、この施設の例え  
ば管理であったりボランティアであったり、そういった精神をお持ちの方々をまずは発掘をし  
て、それから施設の整備という形で考えているのが今現状でございます。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。本当におっしゃるとおりで、実際、この5ページ、  
6ページの利用団体、また利用状況を見ますと、これは実際おかせみなどを利用している団  
体や利用者というのは旧那珂湊地区の方の団体が多いんです、那珂湊、旧市街地ですね。那  
珂湊地区全体におかせみなどの利用とか、そういった利便性があるかという、正直言って  
ないと思います。

そういった中で、平磯地区の方に関してはやっぱり平磯小中学校の利活用というのを真剣に  
考えていらっしゃる。やっぱり阿字ヶ浦地区の方に関しては阿字ヶ浦小中学校の利活用とい  
うのを真剣に考えて、特に阿字ヶ浦地区で言えば、区画整理地内に小中学校が2つ残って、廃校  
という形で、区画整理地の中に大きく残っているんですよ。

今回、このおかせみなどの利用状況を踏まえて、企画のほうでもそういった状況が実際に  
那珂湊地区にはあるというのを認識していただいて、この先駆者として新しい取組をより強く  
進めて行っていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上でおかせみなどの進捗状況についてを終了いたします。

執行部は退席されて結構です。

(執行部退席)

○鈴木(道)委員長 次に、閉会中の所管事務調査についてを協議したいと思います。

3月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員皆様のご意見をお願いいたします。  
薄井委員。

○薄井委員 ただいまのしおかぜみなどの進捗状況について質疑をしたわけではありますが、我々の委員会として所管でありますし、説明を受けただけではなくて、実際にしおかぜみなどの現地の視察というのも考慮した上で、正副一任でお願いしたいと思います。

○鈴木(道)委員長 ほかにございますか。

それでは、ただいま正副一任という話が出ました。しおかぜみなどについての件をある程度念頭に置きながら、正副のほうで内容について詰めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 では、異議なしということで、そのようにさせていただきます。

ただいまの案件の候補日ですが、所管事務調査の日時については、現在幾つか候補日を提示したいと思うんですが、第1候補として1月19日(火曜日)はいかがでしょうか。午前10時からでございます。

(「水曜日」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 ごめんなさい、1月19日(水曜日)ですね、失礼しました。空いていますか。大丈夫ですか、皆さん。大丈夫ですかね。いいですか。

それでは、ただいま1月19日(水曜日)午前10時という予定で、ちょっとこれ、執行部との調整もありますので、あくまで第1案としてお任せいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

(「もう1日ぐらい入れておいたほうが」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 もう1日。

(「空いている(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 じゃ、すみません、皆さん、念のためもう1候補日、前日の1月18日(火曜日)午前10時、いかがでしょうか。大丈夫ですかね。空いていますか。

じゃ、ちょっとこの2日お預かりさせていただいて調整させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

継続調査申出書(案)を配付します。

(資料配付)

○鈴木(道)委員長 閉会中の継続調査申出について、事務局職員に説明をさせます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申出をするものでございます。

案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様のご了解が得られれば、このような形で提出したいと思っております。

説明は以上でございます。

○鈴木（道）委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申出につきまして、何かご意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、この案のとおり提出をしたいと思っております。よろしくお願いたします。

こちら、以上のような閉会中の継続調査申出は本会議最終日に提出をいたしますので、よろしくお願いたします。

次に、その他に入ります。何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。これをもちまして総務生活委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時57分 閉会